

使用開始日 2025年10月4日

投資信託説明書(交付目論見書)

脱炭素テクノロジー株式ファンド (予想分配金提示型) (愛称: カーボンZERO(予想分配金提示型))

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)

0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|-------------|------------|-------------------|------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・ 追加型 | 投資対象 地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象 地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内 外 | 株 式 | その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | 年12回 (毎月) | グローバル (含む日本) | ファミリー ファンド | な し |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

大和アセットマネジメントでは、毎月分配型のファンドを、次の方にふさわしい運用商品と考えています。

- 年金の補完などを目的として、定期的に資産を取り崩すニーズがある方。
- 以下の分配金の仕組みを理解し、投資信託の運用を続けながら分配金を毎月受け取りたい方。
- ファンドの購入価額や運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。
(複利効果を重視して長期的な資産形成をお考えの方には、毎月分配型のファンドは適していません。)
- 分配金は計算期間中の収益を超えて支払われることがあり、分配金の水準は必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

〈委託会社の情報〉

| | |
|--------------------|------------------|
| 委託会社名 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1959年12月12日 |
| 資本金 | 414億24百万円 |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 33兆8,214億98百万円 |

(2025年7月末現在)

- 本文書により行なう「脱炭素テクノロジー株式ファンド(予想分配金提示型)(愛称:カーボンZERO(予想分配金提示型))」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月3日に関東財務局長に提出しており、2025年10月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

ファンドの目的

日本を含む世界の株式等の中から、脱炭素社会の実現に向けたソリューションを提供する企業に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

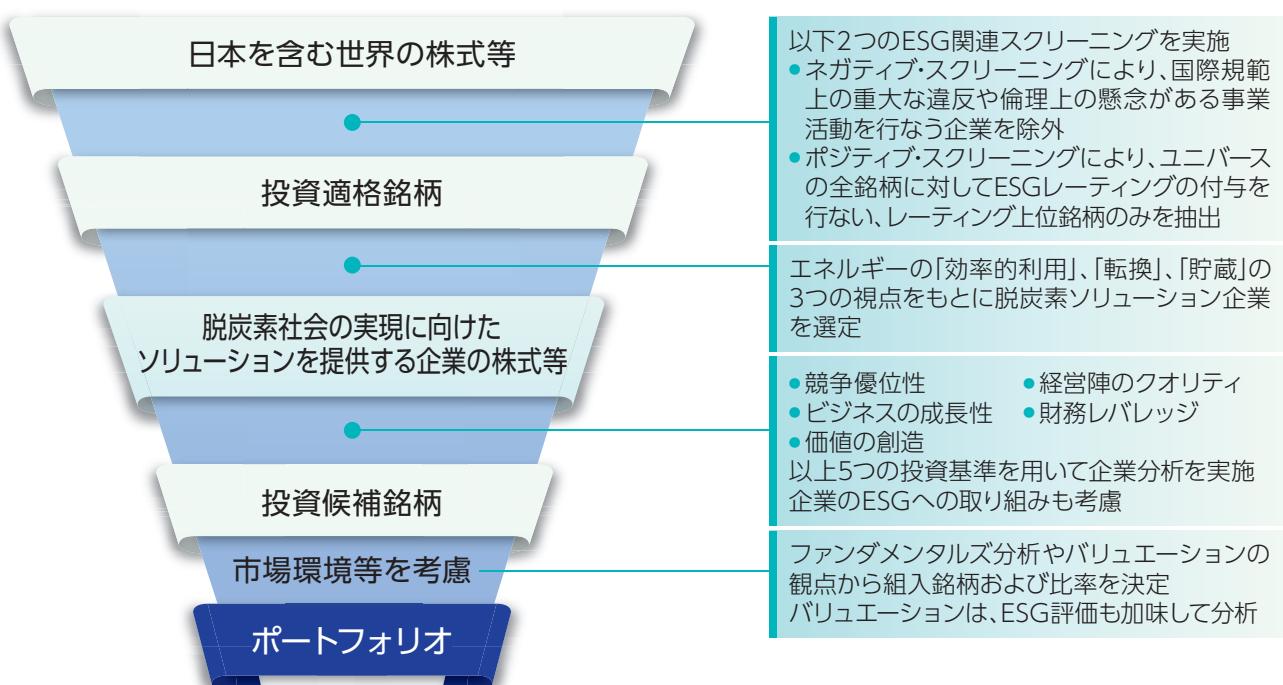
1

日本を含む世界の株式等の中から、脱炭素社会の実現に向けたソリューションを提供する企業に投資します。

※1 当ファンドにおいて「ソリューション」とは、温室効果ガスの排出を削減するテクノロジーやサービス等を指します。

※2 株式等にはDR(預託証券)およびリート(不動産投資信託証券)を含みます。

ポートフォリオ構築のイメージ



※当ファンドは脱炭素社会の実現に向けたソリューションを提供する企業への投資であり、投資先企業が温室効果ガスを排出しないことを保証するものではありません。また、当該企業が削減した温室効果ガスが当該企業が排出した温室効果ガスを上回ることを保証するものではありません。

当ファンドは、「ESGファンド(インパクトファンド)*」です。

*ESGファンドとは、ESGを投資対象選定の主要な要素としており、その内容に関する開示が可能なファンドです。

*ESGファンドのうち、経済的リターンと並行して社会や環境にポジティブなインパクトをもたらす、いわゆる「社会的リターン」の獲得をめざすファンドを特に「インパクトファンド」と定義しています。

*ESGに関する情報は、現状、投資先企業等による開示が必ずしも十分ではないことから、入手が制約される、品質が一定でないなど、運用上の制約要因となる可能性があります。

*ESGファンドに関する規制や、ESG投資を取り巻く情勢等に応じて、当社のESGファンドの定義や対象ファンドについては、今後見直す場合があります。

ファンドの目的・特色

大和アセットマネジメントのスチュワードシップ方針

大和アセットマネジメントでは、当社が定める「スチュワードシップ活動に関する基本方針」のもと、投資先である企業等や社会の持続可能性の維持、向上に資するべくスチュワードシップ活動を行ないます。当社のESGに関する考え方や、ESGに関する重要な事項を「ESG投資方針」に定めすべてのスチュワードシップ活動に適用しています。建設的な対話については、企業等の状況の的確な把握と認識の共有に努めるとともに中長期的価値や持続可能性の向上に資することをめざして定めた「企業等の建設的な対話の方針」のもと、積極的に対話を行ないます。また、議決権行使については、賛否判断に対する基本的な考え方や具体的な基準を定めた「議決権の行使に関する方針」のもと、企業等の中長期的価値や持続可能性の向上を目的として適切に議決権行使します。

2

運用にあたっては、カンドリアム・エス・シー・エーから助言を受けます。

カンドリアム・エス・シー・エーについて

- 米国最大級の生命保険相互会社のニューヨークライフ・インシュアランス・カンパニー傘下の運用会社です。創業時よりESG投資に積極的に取り組んでいます。グローバルテーマ株チーム、ファンダメンタル株チーム、そしてESGチームが協業して当戦略の運用を担っています。

3

ファンド全体としてカーボンゼロをめざします。

当ファンドの運用助言を行なうカンドリアム・エス・シー・エーでは、投資する個別銘柄ごとのCO₂排出量を算出し、ファンド全体のCO₂総排出量を算定します。

カンドリアム・エス・シー・エーが当ファンドに助言したことにより得る報酬の一部をCO₂削減を目的としたグリーンプロジェクトへ資金拠出することで、ファンドのCO₂排出量と相殺します。

カンドリアム・エス・シー・エーのカーボンゼロへ向けた取り組み

ポートフォリオ構成銘柄のCO₂排出量

カンドリアム・エス・シー・エーが組入れ企業の経済活動により排出したCO₂を年次で算定
※ポートフォリオのウェイトおよび保有期間を加味

| | | |
|-----|--------------------|--------|
| A社 | CO ₂ 排出 | XXトン/年 |
| | + | |
| B社 | CO ₂ 排出 | XXトン/年 |
| | + | |
| C社 | CO ₂ 排出 | XXトン/年 |
| | ↓ | |
| 排出量 | 合計 | XXトン/年 |

ファンド全体として

0

相殺

カーボンゼロ
をめざします

資金拠出するグリーンプロジェクトのCO₂削減量

第三者機関が世界のさまざまなグリーンプロジェクトのCO₂削減量等を調査・提案

| | | |
|-----|--------------------|--------|
| A社 | CO ₂ 削減 | XXトン/年 |
| | + | |
| B社 | CO ₂ 削減 | XXトン/年 |
| | + | |
| C社 | CO ₂ 削減 | XXトン/年 |
| | ↓ | |
| 削減量 | 合計 | XXトン/年 |

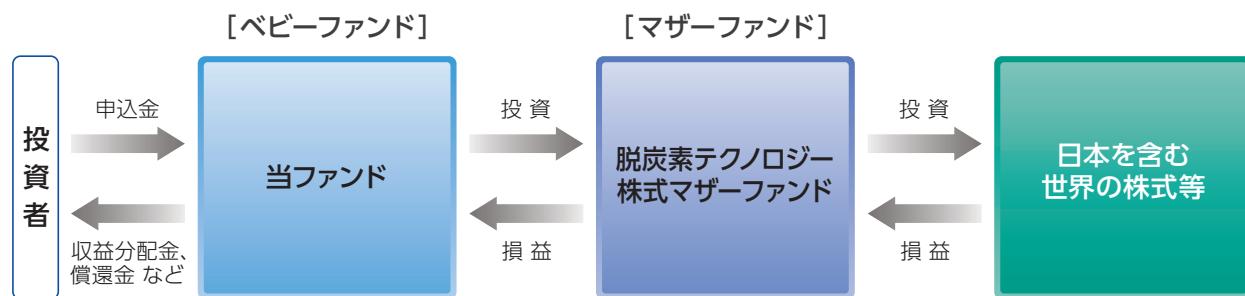
ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

- マザーファンドでは、ESGの観点により選定した銘柄に常に純資産総額の75%以上投資を行ないます。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

4

毎月11日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2022年5月11日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
 - 原則として、分配対象額の範囲内で、下記に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 計算期末の前営業日の基準価額に応じ、下記の金額の分配をめざします。

*基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

当該計算期末に向けて基準価額が急激に変動した場合等には、下記の分配を行なわないことがあります。

| 計算期末の前営業日の基準価額 | 分配金額(1万口当たり、税引前) |
|---------------------|-------------------|
| 10,000円以上 11,000円未満 | 基準価額の水準等を勘案した分配金額 |
| 11,000円以上 12,000円未満 | 200円 |
| 12,000円以上 13,000円未満 | 300円 |
| 13,000円以上 14,000円未満 | 400円 |
| 14,000円以上 | 500円 |

*計算期末の前営業日の基準価額が10,000円未満の場合、原則として、分配を行ないません。

*基準価額に応じて、分配金額が変動します。基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。

*分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

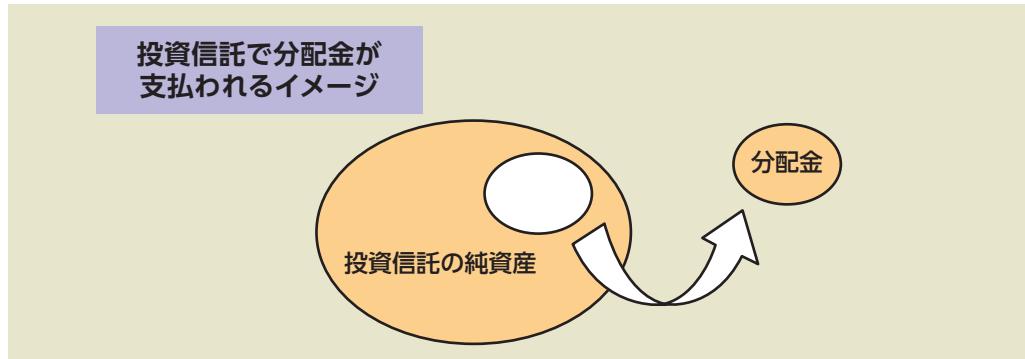
主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

追加的記載事項

[収益分配金に関する留意事項]

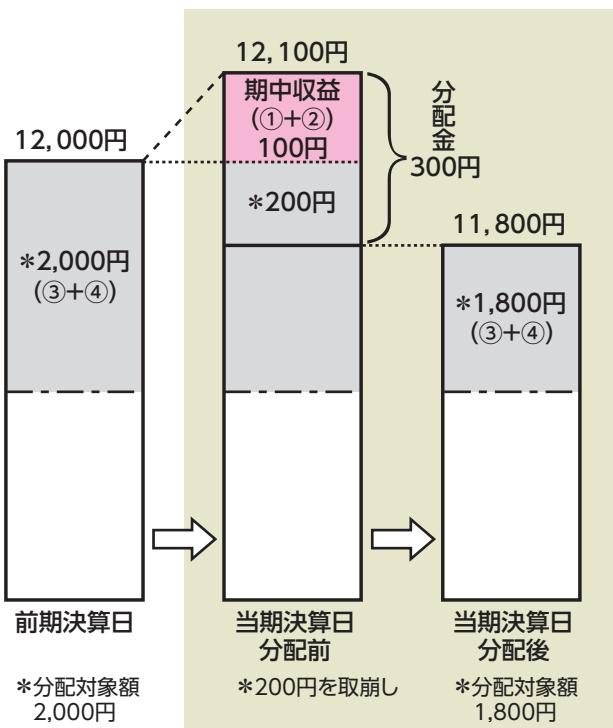
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



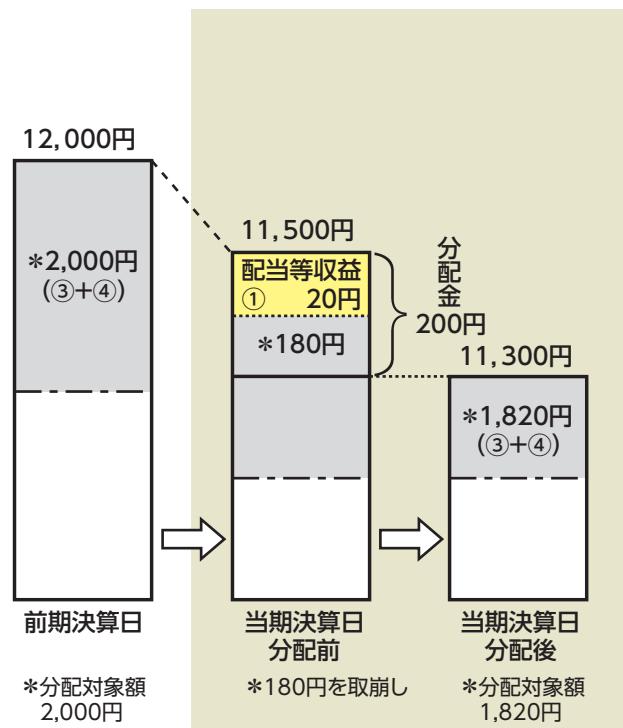
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

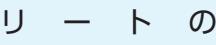
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(注)「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

| | |
|---|--|
|  価格変動リスク・ 信 用 リス ク | <p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> |
|  株 価 の 变 動 | <p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 当ファンドは、特定の業種への投資比率が高くなるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p> |
|  リ ー ト の 価 格 变 動 | <p>リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。</p> |
|  為替 变 動 リス ク | <p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p> |
|  カントリー・リス ク | <p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p> |
|  そ の 他 | <p>解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p> |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

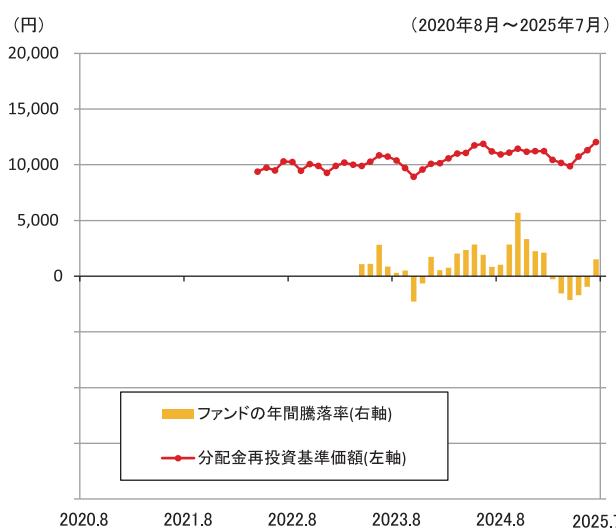
● リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

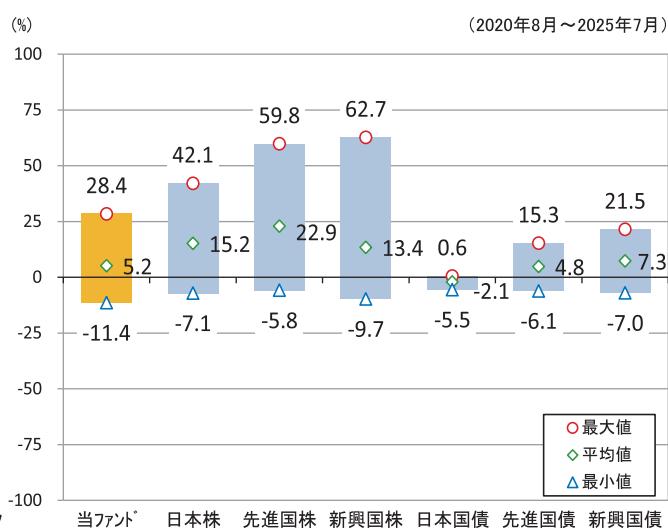
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指標について

●配当込みTOPIXの指値および同指値にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用など同指値に関するすべての権利・ノウハウおよび同指値にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指値の指値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」) が開発した指値です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関するいかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指値で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指値の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等について一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指値はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指値に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指値は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指値を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

● 脱炭素テクノロジー株式ファンド(予想分配金提示型)

2025年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 10,761円 |
| 純資産総額 | 1.9億円 |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 250円 設定来分配金合計額: 1,200円

| 決算期 | 第28期 24年8月 | 第29期 24年9月 | 第30期 24年10月 | 第31期 24年11月 | 第32期 24年12月 | 第33期 25年1月 | 第34期 25年2月 | 第35期 25年3月 | 第36期 25年4月 | 第37期 25年5月 | 第38期 25年6月 | 第39期 25年7月 |
|-----|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 分配金 | 0円 | 0円 | 50円 | 50円 | 50円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 100円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

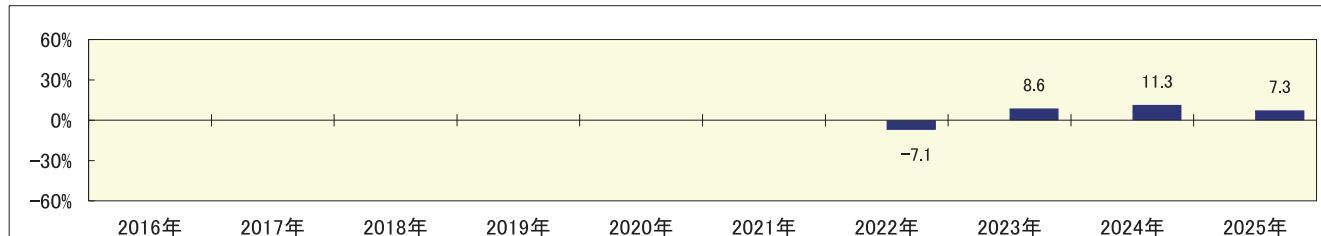
| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 | 通貨別構成 | 比率 | 株式業種別構成 | 比率 | 組入上位10銘柄 | 国・地域名 | 比率 |
|-------------|-------|--------|------------|-------|------------|-------|------------------------------|-------|-------|
| 外国株式 | 69 | 96.2% | 米ドル | 64.2% | 資本財・サービス | 40.2% | MICROSOFT CORP | アメリカ | 7.2% |
| 国内株式 | 1 | 1.3% | ユーロ | 20.3% | 情報技術 | 31.7% | SYNOPSYS INC | アメリカ | 3.2% |
| 外国リート | 1 | 1.0% | 英ポンド | 2.5% | 素材 | 10.5% | JOHNSON CONTROLS INTERNATION | アメリカ | 3.0% |
| | | | オフショア人民元 | 2.4% | 公益事業 | 10.4% | CADENCE DESIGN SYS INC | アメリカ | 2.8% |
| コール・ローン、その他 | | 1.5% | カナダ・ドル | 2.1% | 一般消費財・サービス | 3.0% | ON SEMICONDUCTOR CORP | アメリカ | 2.6% |
| 合計 | 71 | 100.0% | 台湾ドル | 2.1% | ヘルスケア | 1.4% | SCHNEIDER ELECTRIC SE | フランス | 2.5% |
| 国・地域別構成 | 比率 | | デンマーク・クローネ | 2.1% | 生活必需品 | 0.4% | IBERDROLA SA | スペイン | 2.4% |
| アメリカ | 63.6% | | 日本円 | 1.7% | | | WASTE MANAGEMENT INC | アメリカ | 2.4% |
| フランス | 7.4% | | 香港ドル | 1.5% | | | GE VERNONA | アメリカ | 2.3% |
| その他 | 27.5% | | その他 | 1.0% | | | QUANTA SERVICES INC | アメリカ | 2.3% |
| 合計 | 98.5% | 合計 | 100.0% | 合計 | 97.5% | 合計 | | | 30.8% |

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2022年は設定日(4月5日)から年末、2025年は7月31日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

| | | |
|--|------|-------------------------------|
|  購入時 | 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり) |
| | 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |

| | | |
|--|------|-----------------------------------|
|  換金時 | 換金単位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり) |
| | 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |

| | | |
|---|--------------------|--|
|  申込について | 申込受付中止日 | ① ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。 |
| | 申込締切時間 | 原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。 |
| | 購入の申込期間 | 2025年10月4日から2026年4月6日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| | 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。 |

手続・手数料等

| | | |
|---|---------|---|
|  その他 | 信託期間 | 2026年7月10日まで(2022年4月5日当初設定) |
| | 繰上償還 | <p>次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | <p>毎月11日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2022年5月11日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p> |
| | 収益分配 | <p>年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。</p> |
| | 信託金の限度額 | 4,000億円 |
| | 公 告 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 毎年1月および7月の計算期末ならびに償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 |
| 課税関係 | | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>※2025年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p> |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | 料 率 等 | 費 用 の 内 容 |
|---------------|--|---|--|
| 購 入 時 手 数 料 | | 販売会社が別に定める率 (上限) 3.3%(税抜3.0%) | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信 託 財 産 留 保 額 | | ありません。 | — |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | 料 率 等 | 費 用 の 内 容 |
|----------------------------|------|-------------------------------|---|
| 運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬) | | 年率1.837% (税抜1.67%) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に 対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、 毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配 分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.90% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額 の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
| | 販売会社 | 年率0.75% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価です。 |
| | 受託会社 | 年率0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
| そ の 他 の 費 用・ 手 数 料 | | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・ オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合 の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産
投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税 金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|---------------|--|
| 分配時 | 所得税および 地方税 | 配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および 地方税 | 譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

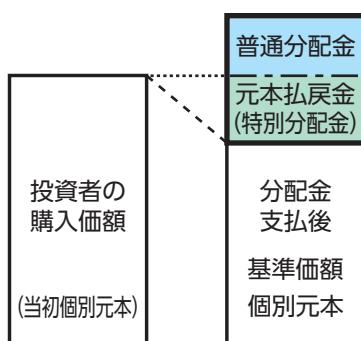
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

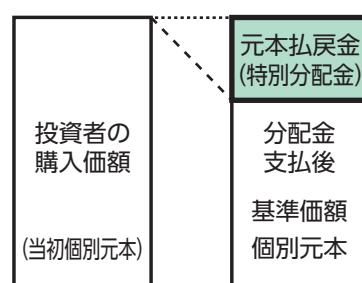
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) 減少します。

(参考情報) ファンドの総経費率

| | 総経費率 (①+②) | 運用管理費用の比率 ① | その他費用の比率 ② |
|-------------------------------|------------|-------------|------------|
| 脱炭素テクノロジー株式ファンド (予想分配金提示型) | 1.85% | 1.83% | 0.02% |

※対象期間は2025年1月15日～2025年7月11日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。